

流山市立図書館 掲示物等設置取扱基準

1 趣旨

この取扱基準は、流山市民の生涯学習や地域コミュニティづくりの推進を促す情報を提供するため、流山市立図書館に配置するポスター、チラシ等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 流山市立図書館に設置する掲示物等については、以下のとおりとする。

(1) 市政情報

ア 流山市及び流山市教育委員会が実施する事業

イ 流山市及び流山市教育委員会が後援・共催した催しに関するもの

(2) 各行政機関の事業又は各行政機関から依頼のある事業

(3) 個人、団体等が流山市内において市民活動を推進することを目的として行う事業、又は流山市内に拠点がある団体、個人等が市民活動を推進することを目的に行う事業

(4) その他館長が必要と認めたもの

3 流山市立図書館に設置できない掲示物については、以下のとおりとする。

(1) 営利を目的としているもの

(2) 特定の宗教や政党に係るもの

(3) 個人的なサークル等の催し、勧誘に係るもの

(4) 公の秩序又は公序良俗に反する恐れがあるもの

(5) 問い合わせ先（担当）が不明確なもの

(6) その他館長が適当でないと認めるもの

4 配置期間

(1) 期間が記載されているものは、当該期日まで

(2) 行政等のお知らせは、次号が発行されるまで

(3) その他の掲示物は、依頼があった日から1カ月とし、同一掲示物での延長は認めない。

5 その他

チラシ等の配置スペースに余裕がない場合は2(1)～(3)を優先し、それ以外については公共性の高いものや流山市内での催し等に関するものを優先する。

附 則

この基準は、令和4年6月16日から適用する。